

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年5月2日（令和6年（行個）諮問第70号）

答申日：令和6年11月1日（令和6年度（行個）答申第113号）

事件名：特定年に本人が行った社会保険労務士の懲戒請求に係る懲戒請求書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月17日付け関厚発0117第31号により関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、なすべき開示処分をなせ。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

具体的主張については開示文書ならびに行政処分庁の意見を聞いてから主張する。

なお、暫定的に以下の主張を行う。

以前に当該文書の開示申請をしたところ、存否を明らかとしないと言われたが、今回、不開示情報なく開示された経緯と前回の処分と今回の処分の違いを明らかとせよ。

なぜなら、開示処分が一意的に決まらず、一方は存否が明らかとならないわけだったが、今回は、不開示情報がなく開示された。結果が大違いである。これほど結果が違ふのは関東信越厚生局長が行政文書の開示請求事務について、不当な取扱をしているからではないか。

一回の開示請求で不開示、存否が明らかとならないとしても諦める理由にならないということではいか。現にそうなのである。それは「訴訟経済」ということがあるように「開示経済」という用語を作り出せば、よろしくないということになる。すなわち関東信越厚生局長の開示請求事務は、開

示経済の観点からよろしくない。改善せよ、ということになる。

最後に、情報公開・個人情報保護審査会設置法10条、行政不服審査法31条に基づく口頭意見陳述をする。双方の法に基づき口頭意見陳述をさせよ。なお、質問権の行使も予定する。関東信越厚生局，厚生労働省，総務省，情報公開・個人情報保護審査会は不当な法的権利を侵害するな。正当に権利を行使させよ。

なお、答申データベースに不当な形で本件審査請求の裁決書を掲載するな。一体、いかなる基準と根拠に基づいて、答申データベースに裁決書を公示しているのか明らかとせよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）は、開示請求者として、令和5年10月14日付け（同月16日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、「特定年に私がなした社会保険労務士懲戒請求書」について、開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁は、令和6年1月17日付け関厚発0117第31号により原処分を行ったところ、請求人がこれを不服として、同月28日付け（同月30日受付）で、本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

本件開示請求において、請求人が開示を求める保有個人情報、開示請求書によれば、「特定年に私がなした社会保険労務士懲戒請求書」であり、これに対して、処分庁は、請求人が、関東信越厚生局特定課宛てに提出した、特定日付け「社会保険労務士懲戒請求書」と題する書面を特定し、その全部を開示しているから、原処分が妥当であることは明らかである。

(2) 請求人の主張について

請求人は、審査請求書において、「以前に当該文書の開示申請をしたところ、存否を明らかにしないとされた」ことを理由に、処分庁の開示請求事務が不当である旨を主張するが、審査請求は、原処分の違法又は不当を審査するものであり、以前の開示申請に対する対応は、本件審査請求の結論を左右しない。なお、請求人が指摘する「以前の開示申請に対する対応」については、当該申請が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求であり、原処分とは適用法令が異なるのであるから、結論が異なることに何ら違法・不当な点はなく、いずれにしても、その主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求について、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年5月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月11日 審議
- ④ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、なすべき開示処分をなせと主張し、本件対象保有個人情報の追加特定を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、審査請求人が、特定年に関東信越厚生局へ提出した社会保険労務士の懲戒請求書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

イ 関東信越厚生局では、懲戒請求者から提出された社会保険労務士懲戒請求書を暦年ごとに行政文書ファイルに編てつしている。

ウ 本件開示請求を受け、特定年の行政文書ファイルを確認したところ、審査請求人から提出された社会保険労務士の懲戒請求書は本件文書のみであったため、本件文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した。

エ 本件審査請求を受けた際、念のため、関係部署の執務室、書庫、パソコン上の共有フォルダ内等を探索したが、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)イの社会保険労務士懲戒請求書の保存状況に加え、審査請求人において本件対象保有個人情報の外に特定すべき保有個人情報がある旨の根拠等を具体的に示していないことをも併せ考慮すると、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を

確認することはできなかつたとする上記（１）エの諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点があるとはいえず，これを覆すに足りる事情も認められない。また，上記（１）エの探索の範囲等について，特段の問題があるとは認められない。

したがって，関東信越厚生局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求につき，本件対象保有個人情報を特定し，開示した決定については，関東信越厚生局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙

1 本件請求保有個人情報

特定年に開示請求者が行った社会保険労務士の懲戒請求にかかる懲戒請求書に記録された保有個人情報

2 本件文書

特定日付け「社会保険労務士懲戒請求書」と題する書面